

身延本『本朝文粹』の伝来過程

学習院大学大学院生（博士後期課程）

中 尾 真 樹

1 身延本の価値

『本朝文粹』は、九世紀から十一世紀初めにかけて邦人の手で作られた優れた漢詩文を類聚して、十一世紀半ばに成立した。編者の藤原明衡（九八九～一〇六六）は、漢文学の衰退期にあつて、唐風文化隆盛時代の遺産を後代に伝えるために本書を編纂したと考えられる。内容は詩賦・勅書・官符・奏状・詩序・願文など多岐にわたっており、作品の種類によって部門に分けて分類し、全十四巻に収録している。このようなジャンル別の分類形式は文選に倣ったものとされるが、結果的に本書を文章作成の際の模範例文集として利用しやすいものにした。たとえば、奏状起草する場合には奏状部を収めている巻第五・六・七を参照し、随意に作品を選んで参考にすればよい。このように実用書として享受されたので、本書の古写本は比較的多く伝存しているが、同じ理由から伝本のほとんどは全巻揃った完本としてではなく、一巻もしくは二巻のみの形で所蔵されている¹⁾。利用者は全十四巻に分類収録された様々なジャンルの中で、自分に必要な文章を含む巻だけを手に置いておけば用は済む。たとえば願文を頻繁に作成しなければな

身延本『本朝文粹』の伝来過程（中尾）

らない僧侶は、願文部を収めた巻第十三を参照すれば事足りるのであり、官位の昇進を求める奏状を収録する巻第六などは不用である。このような事情から、本書を享受するにあたっては、全十四巻から必要な巻だけを抜出して転写され、そのまま伝存することになったと考えられる。現在三十種ほどの古写本が知られているが、そのうち八割は零本であり、完本として残っているのは身延山久遠寺所蔵本（以下「身延本」とその転写本のみなのである。寛永六年刊古活字本も身延本の系統を引いており、これを底本とした国史大系本が、現在もっとも利用されている本文である。したがって、『本朝文粹』の全文は身延本によって今に伝えられているのであり、書写年代が古く奥書を残していることも併せて、諸本中の最善本と目されるのである。本稿では、この最善本たる身延本について書誌的な面から考察を加え、その伝存の過程を明らかにしたい。

2 身延本の形態

身延本は、巻第一を欠く十三巻の卷子本で、料紙は天地28・5センチ、幅40・6センチの楕紙を用いている。烏糸欄が引かれており、界高22・1センチ、界幅2・6センチ、各紙十五行である。各紙のほとんどに縦の折目跡が残っているが、これは中世に冊子本に改装された際の名残りである。巻首から順に折目を観察すると、一つおきに糊のじみ跡が残っているので、折本の背を糊付けした旋風装であったことがわかる。装丁は昭和三十三年の修理の際に卷子本に直され、冊子本であった時の表紙は別に保存されている。表紙は白色のものと茶色のものと二種類があり、白い表紙は、天地27・9センチ、幅19・8センチ、茶色の表紙は天地28・5センチ、幅19・8センチである。本文には墨筆の仮名点・返点・声点（圈点）・異本注記・本文注記、朱筆のヲコト点が付され、紙背には、本文中の語句に關す

る注記が記されている。

各巻の奥書は次の通りである。

【奥書】

(巻第二)

御本云、／文永八年二月九日、以_二相州御本_一、書写／点校畢。抑此御本者、最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_レ点云々。

(巻第三)

文永六年五月廿一日、以_二相州御本_一、書写点校畢。抑此御本者、／最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、加_レ点而已。

(巻第四)

本奥云、／此書、於世間尤大要也。仍_二手身朱墨_一／共加_レ点畢。／前_二參河守清原_一 在判

(巻第五) (奥書部分欠損)

(巻第六)

文永八年、／此書者、最明寺禪門之御時、／仰_二故教隆真人_一、終_二朱墨_一／之_二点_一而已。

(巻第七)

本奥云、／文永七年六月廿一日、以_二相州御本_一、書写／点校畢。抑此御本者、最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_二加_レ点_一云々。

身延本『本朝文粹』の伝来過程(中尾)

（卷第八）

文永八年三月七日、以_二相州御_一／本_二書写_一□□□□_{（点加）}。／抑此御本者、最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_二加点_一云々。

（卷第九）（卷末部分散佚）

（卷第十）

此書、於_二世間_一尤大要也。仍_二手身_一／朱墨共加点畢。／前_二参河守清原_一在判

（卷第十一）

本奥云、／文永七年六月廿一日、以_二相州御本_一、書／写点校畢。抑此御本者、最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_二加点_一云々。

（卷第十二）

本奥云、／最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_二加点_一云々。

（卷第十三）

建治二年潤三月十六日、於_二階堂杉谷_一、／令_二書写_一畢。

本云、／最明寺禪門之御時、仰_二故教隆真人_一、被_二加点_一云々。

（卷第十四）

此書、世間流布之点雖_レ□、／猶_レ紕繆有歟。仍_二最明_{（点加）}□／禪門之御時、課_二故教隆／真人_一、被_二加点_一云々。

奥書中に見える最明寺禪門とは、執権北条時頼（一二二七—一二六三）を指している。康元元年（一二四六）に執権職を退いて出家し、最明寺入道覚了房道崇と号したので、「最明寺禪門」と呼ぶ。また、建長元年（一二四九）に相模守に任じたことから、その蔵書を「相州御本」と称しているのである。

清原教隆（一一九九—一二六五）は、明経博士家清原家の出自で、権少外記・相模介・音博士を経て仁治元年（一二四〇）に正五位下に進み、その後参河守・直講・大外記などを歴任した。兄の仲宣が朝廷に仕えたのに対して、教隆は鎌倉へ下って將軍の侍講を勤め、幕府の文教に大きく貢献した。金沢実時が教隆に師事し、のちに金沢文庫を設立するに至ったことはよく知られている。

奥書の内容を整理すると、まず、北条時頼が清原教隆に加点させた本があり、「相州御本」と呼ばれる。加点が行われたのは一二六五年（教隆の没年）以前で、教隆が鎌倉で活躍した一二五〇年代であろう。奥書の文面からすると、本文自体はそれ以前から用意されていたようである。

この「相州御本」が、文永年間に転写される。文永六年（一二六九）に巻第一と巻第三、文永七年に巻第七と巻第十一、文永八年に巻第六と巻第八の書写点校が完了しており、巻第一から順に転写されたのではない。阿部隆一氏は、北条実時が文永九年に『本朝統文粹』を書写し、金沢文庫に収蔵していることに注目し、文永年間に「相州御本」を転写したのは実時であろうとしている。

文永書写本は、さらに建治二年（一二七六）に二階堂杉谷において転写される。二階堂とは、中世に鎌倉の二階堂に伽藍を構えていた永福寺の別名で、この僧侶が金沢文庫の文永写本を借り受け、転写したのであろう。この作業は数人で行われたようで、巻によって筆跡が異なっている。この建治写本が、いつごろから身延山に所蔵されるよう

になったのかについては不明である。

書記形式についてみると、各巻は「本朝文粹巻第（幾）」という内題から始まる。内題は第一紙の一行目を空白にして二行目に書かれるが、この一行目に後世の書入れが記されている。巻第二・四・六・七・八・十二に「甲州身延山久遠寺公用」、巻第三・九・十三に「甲州身延山久遠寺常住」、巻第十四は巻末の奥書の後に「身延山久遠寺公用」とある。巻第五・十・十一は巻首部分が破損しており、それと同時に書入れが失われたと考えられるので、もとは全ての巻に記されたのであろう。ただ、巻第十四のみ巻末に記されていることには注意が必要で、これは書入れが行われた時に、すでに巻首が破損していたために、巻末に記したことを示している。つまり、ある時期に各巻の巻首に書入れが行われたが、その時巻第十四は巻首部分が破損していたので、巻末に書入れられた。その後、巻第五・十・十一の巻首も破損して書入れが失われたのである。

内題に続いて、それぞれの巻に収録されている作品の目録が記載される。近世の刊本などはこの部分を独立させ、全体の目録として一卷にまとめて全十五巻に仕立てており、京都大学図書館所蔵の江戸時代初期の写本もこれに倣っている。記載形式はまず天界線に接して部立ての名称を書く。項目によって下位分類されている部門の場合是一段上げて項目名を記し、その下に作品名と作者名を列記していく。この形式は諸本に共通している。目録の後に本文が始まる。身延本の本文は全文楷書で書記され、ヨコト点・仮名点・声点・返点などは本文部分にだけ施される。本文が終了すると、一行あけて「本朝文粹巻第（幾）」という尾題を書き、さらに二行ほどあけて奥書が記される。

3 本文の欠損部分について

身延本は室町時代以降、盛んに転写されており、各地に身延本系の写本が残されている。現在、身延本系以外の古写本がすべて断片的な形でしか伝わっていないことを考えると、身延本は明經家清原教隆の加點本の系統を引く貴重な完本として、古くから重要視されてきたことが窺われる。各巻巻首に記された「身延山久遠寺公用」・「身延山久遠寺常住」という語も、その重要性を意識したものであろう。しかし、転写を重ね閲覧の機会が増えれば、それだけ損傷を受ける危険も増大する。このような事情からか、身延本には本文が失われている箇所が散見する。

これらの本文の欠損を繕って元の文章の再生を図る際、出来る限り破損前の本文を正確に復元することが望ましいことは言うまでもない。身延本の場合、転写本が多数伝存しているため、転写が行われた後に受けた損傷であれば、これらによって本来の本文に近いものを再生することが可能である。身延本系の写本には、次のようなものがある。

①陽明文庫所蔵 室町末期写本 十四冊

卷第三・四・七・八・十一・十二・十三に身延本の文永の年紀をもった本奥書を転記する。

卷第十四に次の奥書を有す。

平々他々平々他 他々平々他々平

他々平々々他々 平々他々々々平々

		ヲ	
	ム	四	コト
	六ノ九	八三	ハ
ニ	二七	一	
	ス		
テ			

身延本「本朝文粹」の伝来過程（中尾）

弘安九年丙三月中旬、於上野国伊野郷二如レ形仏法興隆儀相存。生年廿五書了。／後見人、念仏十返、南無阿弥陀仏一。

② 静嘉堂文庫所蔵 室町末期写本 十四冊

卷第一・二・三・四・七・八・十・十一・十四に文永の本奥書を記す。

③ 大和文華館所蔵 慶長二十年写本 十四冊

卷第一・二・四・六・七・十・十一・十二・十四に文永の本奥書を記す。後表紙見返に「正五位上荒木田神主永春求レ之」という識語がある。また、巻第五に次の奥書を有す。

于レ時慶長乙卯大簇下流、依二貴命一、穢二白紙一畢。

④ 内閣文庫所蔵 江戸初期写本 十四冊

林羅山旧蔵本

卷第四・八に文永の本奥書を記す。

⑤ 国会図書館所蔵 寛永元年写本 二卷合綴七冊

⑥ 京都大学図書館所蔵 江戸初期写本 二卷合綴七冊

右のうち、特に①④は、本文のみならず仮名点や異本注記にいたるまでかなり忠実に転写しており、身延本本文の破損箇所が多くは、これらによって補うことができる。

つぎに本文が大幅に欠落している箇所について、順次考察を加える。

a 卷第一の散佚

陽明文庫本と静嘉堂文庫本は全十四冊なので、これらの転写が行われた室町時代末期の時点では身延本も全巻揃っていたのであるが、その後間もなく巻第一が散佚したようである。近世初期にこの欠巻についての記録がある。慶長十九年（一六一四）に幕府は大規模な典籍の蒐集を始め、諸方に古書を求めて五山僧に転写させ、江戸城の富士見亭に収蔵した。このとき、身延山からも『本朝文粹』を借り受け、転写したことが『本光国師日記』・『駿府記』などの記事にみえる。

◎『本光国師日記』

（慶長二十年四月二日の条）

一同日。身延之上人状来。在府也。昨日、御礼申上忝由也。使僧アリ。金藤半右衛門。御まんさまより御使ニ被レ来。本朝文粹ニヨリ十四迄十三冊来。此時之状目安箱ニアリ。

◎『本光国師日記』

（慶長二十年六月四日の条）

一同四日。身延之物之本。本朝文粹十三冊。日下部五郎八殿へ渡。請取状有。懸硯箱ニ入置。本朝文粹十四冊にて全部之本にて候へども、同一冊前ヨリ不足にて、以上十三冊也。日下部五郎八殿ヨリ身延へ可レ被ニ返渡一也。

◎『本光国師日記』

（慶長二十年閏六月九日の条）

本朝文粹全部十四冊。表紙箱緒以下出来。則二条御殿へ持参、浅井七平を頼候て上申候。（中略）一ノ巻ハ身延

身延本「本朝文粹」の伝来過程（中尾）

身延本『本朝文粹』の伝来過程（中尾）

ノ本も不足候ヲ、道春町ニテ尋出候て、御前へ被レ上候ヲ、我等へ被レ下候。今度写候二部共ニ全部也。道春尋出候一冊ハ、道春へ今は二条御殿にて返す也。

◎『駿府記』

（慶長二十年閏六月九日の条）

…金地院、持二本朝文粹兩部一、備二御前一。件本者、從二甲州身延山久遠寺ニ到来。仍先日仰三五山僧一、令二書写一給所也。第一之卷不足之所、道春於レ京探一出之、備二御覽一。仍急可二写補一由、仰出。一卷出来奇特之由、道春蒙二御感ニ云々。

◎『駿府記』

（慶長二十年閏六月廿二日の条）

両伝委子ニ二条御所ニ参上、被二謝申ニ云、昨日將軍家御参内之事、其外公家衆多伺候。本朝文粹一部、以二両伝奏一、被レ進二内裡一。

これによると、幕府が久遠寺から身延本を取寄せたのは、慶長二十年（一六一五）四月二日のことで、また、「同一冊前より不足にて、以上十三冊也」という記事から、巻第一はこの頃にはすでに失われていたことがわかる。そのため、林羅山（道春）が京都で別の写本を探し出して本文を補い、これらを五山僧に二部転写させた。二カ月ほど後の六月四日に、日下部五郎八を通じて原本を身延山へ返還し、巻第一は羅山に返された。転写本は閏六月九日に装丁が仕上り、その日のうちに金地院崇伝が二条城に持参して家康の閲覽に供している。二部のうち、一部は閏六月廿二日に禁中に献上した。

阿部隆一氏は、これらの記事について次のように述べておられる。

道春が京都に於て探り出した本というのは後掲の羅山旧藏内閣文庫現蔵本であろう。また家康が道春本によって身延本を補写せしめたというのは、この本の巻十四巻首目錄と巻末に近い部分の補写の箇所がそれに該当するものと思われる。

羅山本による補写を、巻第十四に関する記述であると解釈しているが、『本光国師日記』・『駿府記』では「二ヨリ十四迄十三冊」とあり、不足しているのは「第一之巻」である。また、内閣文庫本の巻第十四を身延本の本文と比較するとかなり異同がみられるので、身延本の補写部分の本文が、内閣文庫本の写しであるとは考えられない。したがって、補写云々の記述は巻第一を指すと考えるべきである。返却のときも巻第一を欠いた十三冊であったことが記されているので、この時身延本の本文には修繕の手を加えなかったのであろう。

身延本の巻第一の欠落を、先に挙げた同系本から補うにあたっては、静嘉堂文庫本が文永の奥書を記しており、他の巻を親本と比較してもかなり忠実に転写しているので、これを用いるのが適当であらう。

b 巻第十二の破損

巻第十二の後半部分には、かなり広範囲にわたる虫損がある。巻末部分では紙の上部四分の一が失われているほどで、本文も相当欠損している。虫穴は二十五紙目から目立ちはじめ、以後最後の四十四紙へ近付くにしたがって大きくなっていく。旋風装の名残りである紙の折目を中心に左右対称の形をしているので、この虫損は冊子本に改装された後に受けたものである。また、陽明文庫本・静嘉堂文庫本をはじめとする身延本系の転写本は、すべてこの虫損部

分を欠字にしているので、転写が行われる前の破損であることがわかる。この部分の本文を補うには他系統の写本に頼るほかないが、身延本系を除くと、巻第十二の古写本で現在知られているものは真福寺所蔵本⁽⁹⁾だけなので、これを用いることになる。

c 巻第十四の破損と修復

身延本巻第十四は、全四十二紙のうち、巻首第一紙から第二紙まで（内題・目録・本文五行分）と第三十三紙から第四十一紙までの二箇所にわたって、建治書写の本文が大幅に失われている。後に新たに料紙を補い、本文が補写されているが、この部分はまったく筆跡が異なり、ヨコト点も附されていない。最後の第四十二紙は建治のもので、文永の奥書は残されている。この補写がいつなされたのか、また、補写部分の本文は身延本と同系であるのかという点
が問題となる。

そこで、同系本の中では比較的書写年代の古い陽明文庫本・静嘉堂文庫本の巻第十四を身延本本文と比較してみると、同系本の間で本文にかなりの相違があることがわかった。次に一部分を挙げる。（岩波新古典大系本・作品番号414。行数は作品毎の行数で示す。）

【行】 身延本本文 静本 陽本

題名 同院周忌御願文 (同上) 朱雀院

作者 後江相公 (同上) (ナシ)

2 普賢 (同上) 観音賢経

3	般若心等經	(同上)	(ナシ)
5	千手觀世音菩薩	(同上)	觀音
8	院司所令勤奉	(同上)	也
9	皇太后宮	(同上)	大
10	大略	(同上)	太
11	娑婆電泡之國	(同上)	絶

一見して身延本と静嘉堂文庫本が同じ本文であり、陽明文庫本は異質であることがわかる。これらの本文異同を集計すると次の様な結果が得られた。

【卷十四異同数】

	総数	補写部分
陽明文庫本	四三四箇所	五七箇所
静嘉堂文庫	三七箇所	九箇所

陽明文庫本と身延本の間では異同の総数が四百以上の多数にのぼり、建治書写部分に限ってみても三七三箇所にのぼる。陽明文庫本の他の巻は身延本を忠実に転写しており、異同も少数なので、右に挙げた数は単なる誤写とは考えられない。身延本と同じ奥書をもつ同系本でありながら、巻第十四に限ってはまったく異なった系統の本文なのであ

身延本「本朝文粹」の伝来過程（中尾）

る。

つまり、室町時代に陽明文庫本が転写された時点で、すでに身延本の巻十四は広い範囲にわたって破損していた。そこで、書写者はこの巻のみ他の系統の本文によって補ったのである。

このように考えると、陽明文庫本巻第十四に記された弘安九年（一二八六）の本奥書の解釈にも、問題が生じてくる。阿部隆一氏はこれにもとづいて、身延本が弘安九年に上野国伊野郷で転写され、これをさらに近世になってから転写したものが陽明文庫本であるとしている³。しかし巻第十四のみが身延本と系統を異にしていることを考えると、この奥書は、陽明文庫本十四冊全体の書写年次を示すものではなく、巻第十四独自のものとして、他の巻と切り離して考えるべきである。室町時代に身延本を転写した際、破損の多い巻第十四本文を補うために用意された、まったく別系統の写本の本奥書なのである。

次に、静嘉堂文庫本に目を向けると、異同数が全体に少なく、身延本の建治書写部分も補写部分も、ともに静嘉堂文庫本と同じ本文である。補写部分まで一致していることは重要で、身延本の本文修復に静嘉堂文庫本を用いたケースと、身延本修復後に静嘉堂文庫本が転写されたケースとが考えられる。前者の場合、同系本を用いた修復により、身延本は成立当初の本文を保持していることが判明するのに対し、後者の場合は、補写部分の本文の素性は不明となる。そこで、仮名点やヲト点まで詳細に両者を比較したところ、後者のケースであることがわかった。身延本には全編朱筆によるヲト点が付されているが、巻第十四の補写部分にはこれがない。静嘉堂文庫本は、本文を転写する際にヲト点の移点も同時におこなっているのであるが、身延本の補写部分に相当する箇所に限っては、朱点がまったく見られないのである。静嘉堂文庫本が、破損する以前の建治書写本文を転写したものであれば、このようなこと

は有り得ない。室町時代末期に静嘉堂文庫本の転写がなされた時には、すでに身延本の本文は修補されており、書写者は建治書写部分も補写部分も区別することなくそのまま書き写したのである。

したがって、身延本の破損箇所をどの様な本文によって修復したのか、身延本の同系本文による補写であるのかどうかは、判断することができない。本文の校訂作業を進める場合、底本となるテキストはなるべく一貫した本文であることが望ましいことはいうまでもないが、その点で身延本はやや疑問が残ることになる。

以上をまとめると、次のようになる。身延本巻第十四は、かなり早い時期に破損しており、その後補写された。室町末期に陽明文庫本と静嘉堂文庫本が転写されるが、この補写部分の扱いかたは異なっている。前者が素性の分らない補写本文を嫌って、巻第十四に限り別系統の写本（弘安九年奥書本）を底本としたのに対し、後者は補写された部分もそのまま忠実に転写している。補写に用いられた本文が身延本系であるかどうかについては、現時点では不明というほかはない。

4 改装が行われた時期

身延本は、中世のある時期に卷子本から旋風装へ改装された。料紙に残る折目から、冊子本であった時のサイズは縦28・5センチ、幅18・4センチ前後であったことがわかる。改装が行われた年代を確定することはできないが、前節で述べてきた本文破損との前後関係はある程度推測できるので、次に考察を加える。

a 巻第五・十・十一巻首の破損

巻第五・十は巻首の一行分が失われており、巻第十一は第一紙が失われて第二紙の目録途中から始まっている。これらが改装後の破損であれば、料紙の折目は中途半端な位置に付いているはずである。たとえば巻第五の場合、巾18・4センチの冊子になった後に第一行目が失われたのであれば、巻端から始めの折目までの長さはその分短くなっていなければならない。しかし、いずれも巻端から18・4センチほどのところに折目が残っているので、改装された時には既に破損を受け、現在と同じ形であったことになる。

b 巻第十二の虫損

これについては、先に述べたとおり、折目を境に左右対称の形に穴が開いているので、改装後に受けた傷である。室町末期の転写本も、この部分は欠字にしているので、改装はそれらの転写以前にさかのぼる。

c 巻第十四の破損と補修

巻第十四は巻首と後半部分が破損しており、後に補修されている。まず、破損の時期については、他の巻の巻首にみられる「身延山久遠寺公用」・「身延山久遠寺常住」の書入れが参考になる。巻第十四のみは、この書入れが巻末に記されていることは先に述べたとおりで、書入れが行われる以前に巻首は破損していた。また、巻第五・十・十一は改装される以前に巻首が破損しており、同時に書入れも失われているので、書入れがなされたのは、改装前である。したがって、改装される以前に巻第十四は破損していたということになる。

また補修の時期が問題となるが、巻首の補修部分を見ると、内題の前にかなり広く白紙部分がとつてある。巻端から内題まで19センチほどの幅があり、端から18・4センチのところ、内題の直前部分に折目が残っている。つまり、白紙部分は、冊子本にしたとき丁度一ページ分となり、第二ページ目から内題・目録が始まる形になっているのである。もし巻子装の時に補修されたのであれば、これほどの余白を設けるのは不自然なので、修復は改装以後ということになる。

しかし、また一方で、破損したまま冊子本に改装し、後から巻首に紙をつぎたして補修したとも考えにくい。第一紙と第二紙が後補なので建治書写部分は第三紙以降であるが、補修する前に改装されたのであれば、第三紙が第一ページ目となり、右端から18・4センチ（一ページ分の幅）の位置に折目がついているはずである。ところが、折目は12・5センチのところであり、これは第一紙の端から一ページ分毎についている折目の、丁度五番目にあたるのである。したがって、改装された時には既に補修されていたことになる。矛盾しているようであるが、かえって改装時期を確定できるのであつて、要するに身延本を巻子本から旋風装へ改装する時に、同時に巻第十四の補修も行ったのである。

5 総括

これまで論じてきた伝来の過程をまとめると、次の様になる。

- ① 一二五〇年代ごろ、北条時頼が清原教隆に命じて所蔵本（相州御本）に加点させる。
- ② 文永六年から八年（一二六九〜一二七一）にかけて相州御本が転写される。（金沢実時による転写か）
- ③ 建治二年（一二七六）、鎌倉二階堂において文永本が転写される。（身延本の成立）

- ④ 卷第十四の巻首が破損する。（この頃同時に巻の後半部分も破損したか）
- ⑤ 各巻の巻首に「身延山久遠寺八公用」「身延山久遠寺常住」と書入れられる。この時、卷第十四は巻首が破損していたため、巻末に記された。
- ⑥ 卷第五・十・十一の巻首が破損し、⑤の書入れが失われる。
- ⑦ 卷第十四の破損部分を補修した上で、旋風装に改装される。この時補写の底本にどのような本文を用いたかは不明である。
- ⑧ 卷第十二の後半部分が虫損により大幅に損傷する。
- ⑨ 室町時代末期に陽明文庫本が転写される。この時、卷第十四だけは他系統である弘安九年奥書本を底本に用いた。
- ⑩ 室町時代末期に静嘉堂文庫本が転写される。この際、卷第十四の補写部分も忠実に写した。（⑨と⑩の前後関係は不明）
- ⑪ 卷第一が散佚する。
- ⑫ 慶長二十年四月二日、江戸幕府へ貸出す。幕府では、五山僧に二部転写させる。この時、林羅山は京都において巻第一を入手し、これによって身延本本文の欠損を補った。身延本は、六月四日に日下部五郎八を通して返却される。
- ⑬ 昭和三十三年、修理の際に卷子本に改装される。

以上『本朝文粹』の古写本中、最善本と目される身延本の伝来過程を明らかにした。本論中、卷第十四の補写本文は系統を確定できないことを指摘したが、『本朝文粹』の本文価値を論ずるとき、この点を常に考慮に入れる必要がある。

ある。

〔註〕

- (1) a 大曾根章介氏「本朝文粹の原形について」(『国語と国文学』昭和四十四年十一月)
b 拙論「中世における『本朝文粹』書写事情の一側面——未紹介資料 金剛寺本巻八・大谷本巻六をめぐって——」
(『和漢比較文学』第九号・平成四年七月) 参照。
- (2) 身延本の紙背に記された注記は「重要文化財 本朝文粹」下冊(汲古書院 昭和五十五年九月)の三四九頁に翻刻されている。
- (3) 「重要文化財 本朝文粹」下冊・解題三六五頁。
- (4) 巻第五の巻首は第一紙第二行の内題から始まっているが、紙端に第一行目の書入れの一部と見られる墨跡が残っている。
- (5) 「平々他々々……」という記述に関しては註1b論文参照。
- (6) 引用文献。
「新訂本光国師日記」(統群書類従完成会・昭和四十三年) 『駿府記』資料雑纂二所収。
- (7) 「重要文化財 本朝文粹」下冊・解題三六六頁。
- (8) 愛知県真福寺には鎌倉時代に書写された巻第十二の卷子本が所蔵されている。墨筆による声点・返点・仮名点、朱筆によるマコト点が付されている。
- (9) 「重要文化財 本朝文粹」下冊・解題三六七頁。

身延本『本朝文粹』の伝来過程(中尾)